

木古内町国民健康保険病院訪問看護運営規程

＜事業の目的＞

第1条 この規程は、木古内町国民健康保険病院訪問看護（以下「訪問看護」という。）が行う訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にあり、主治医が訪問看護を必要と認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

＜運営の方針＞

第2条 訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものである。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの精密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

＜任務＞

第3条 訪問看護に医師、看護師及びその他必要な看護職員を配置する。

- (1) 医師は、管理者として、訪問看護に関する全体を把握する。
- (2) 看護職員は、上司の命令を受け、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、適切な訪問看護サービスの提供に従事する。

＜業務時間等＞

第4条 訪問看護の業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務日 通常月曜日から金曜日までとする。ただし、第1・第3・第5土曜日、国民の祝日、年末年始を除く。
- (2) 業務時間 月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後5時00分までとし、開院日の土曜日は、午前8時30分から午後12時30分までとする。
- (3) 業務時間外の訪問看護については、別途定め、対応する。
- (4) 24時間連絡が可能な体制で必要時は訪問看護を行う。

＜訪問看護の内容＞

第5条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・傷害の観察
- (2) 清拭・洗髪・爪切りなどの保清、栄養・水分摂取状況の観察と支援、排泄のコントロールと支援

- (3) 褥瘡の予防と処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の交換と管理
- (8) その他医師の指示による医療処置
- (9) 服薬管理と支援
- (10) 在宅酸素の管理と指導

<利用料等>

第6条 訪問看護を提供した場合の料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

<訪問看護区域>

第7条 訪問看護の実施区域は、木古内町及び知内町とする。

<緊急時における対応方法>

第8条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変やその他緊急事態が生じた時は、必要に応じて、緊急応急処置の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。また、看護職員などは、前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに看護師及び主治医に報告しなければならない。

<その他運営についての重要事項>

第9条 訪問看護は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、業務態勢を整備する。

職員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

附則

この規程は平成20年10月16日から施行する。

令和元年（2019年）10月 一部改訂